

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年11月29日(火) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 4番委員 宮本 隆美 6番委員 桑野 欣伸 9番委員 増井 孝重 15番委員 笹田 孝</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>16番委員 谷川 興一 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>12番委員 森 政雄 14番委員 兼田 博行 16番委員 浦川 昌夫 18番委員 朝田 三郎</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 転用許可の訂正について(5条許可) 6. 転用許可の取消について(5条許可) 7. 転用届出の訂正について(5条届出) 8. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(農政関係)

1. 令和5年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について

(農地関係議案 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしく願います。

議長

ただ今から、令和4年11月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号16番、谷川興一委員、議席番号19番、市岡沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号13番 植田美恵子委員と、議席番号3番 天羽俊文委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願います。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、細川勝義委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番と2番は譲受人が同じなので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、それぞれ農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人である法人は農地所有適格法人として認定しており、会社の所在は東京ですが、支店が徳島市にあり、代表取締役も徳島市に住んでおります。譲受人の耕作面積は許可後14haに至り、譲受人は対象地において、ドクダミやサカキの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後110aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後78aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後59aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人は先ほどの1番、2番と同じ法人となります。譲受人の耕作面積は許可後14haに至り、譲受人は対象地において、ドクダミやサカキの栽培を行うとのことです。

7番と8番は譲受人が同じなので併せて説明させていただきます。7番は譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。8番は

譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後198aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

続いて3ページを御覧ください。9番、10番、11番は譲受人が同じなので併せて説明させていただきます。9番は農業廃止による売買で農地4筆を、10番は労力不足による経営縮小のための売買で農地1筆を、11番は労力不足による経営縮小のための売買で農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後324aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。現在、所有者は2名で持分2分の1ずつ共有で所有しており、そのうちの1人の持分全てを譲受人に贈与するとのことです。譲受人の耕作面積は許可後426aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて4ページを御覧ください。13番は、貸人から借人へ、相手方の要望による使用貸借権設定で、農地2筆に許可日から3年間の使用貸借権を設定するものです。対象地は市街化区域農地です。借人の耕作面積は許可後141aに至り、借人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

14番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権の2分の1を移転するものです。許可後は、譲渡人と譲受人が2分の1ずつの持分で、共有で所有することとなります。譲受人の耕作面積は許可後136aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上14件で、対象地は、田13,257㎡、畑5,330㎡、合計18,587㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地及び露天駐車場に転用するものです。しかし、申請地の一部は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地に転用するものです。しかし、申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第2号議案は2件で、地目は、畑のみ660㎡で、転用目的は住宅用地です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が専用住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、医療法人であり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、宅地を拡張するものです。

5番から6番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、家庭用食材品の販売業を営んでおり、所有権を移転し、工場に転用するものです。

7番から9番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築工事業を営んでおり、所有権を移転し、7番と8番は、露天資材置場に、9番は、露天駐車場に転用するものです。また、この3件は、平成29年から3年間、資材置場として一時転用の5条許可を受けていましたが、転用期間経過後も転用行為が続いていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

10番案件についてですが、添付書類が整わなかったため、保留とします。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、造園資材の販売業を営んでいる借人が農耕用品小売業の物品販売施設に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である農業用施設への転用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。賃貸借権を設定し、農産物の加工及び販売業を営んでいる借人が農業用倉庫に転用するものです。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸

借権を設定し、建築業を営んでいる借人が現場事務所及び露天駐車場として令和5年8月31日まで一時転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が専用住宅に転用するものです。申請地の一部が、駐車場として転用されていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

15番と16番は、借人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、借人が店舗に付随する露天駐車場に転用するものです。

17番案件につきまして、11月25日付で取下願が提出されたため、議案から削除します。

その経緯について御説明します。お手元にお配りしております、資材置場、駐車場を目的とした転用許可申請の審査についてという通知を参考に御覧ください。

本件は、最初は永久転用の計画でしたが、事務局から話をし、一時転用に変更してもらいました。その理由ですが、資材置場への転用につきましては、許可後に宅地などに転換される可能性が高いことから、国が、より厳しく審査するよう事務処理要領を改正しました。これを受けて県は、転用者が過去10年間に転用許可を受けた資材置場の利用状況を調査し、十分に利用されずに複数回にわたり、他の用途に転換されている場合は、必要に応じ一時転用に誘導することとする通知を出しております。

そこで17番案件ですが、借人は、過去10年間に2回、資材置場として転用許可を受けております。1回目は、許可後、自分の所有にすることなく、譲渡人から直接、他の会社に売却され、2回目は、今年の3月に賃貸借権の許可を受け、6か月後の工事完了証明後、直ちに契約が解除され、貸人が、他の会社に売却しております。したがって、県の通知に基づき、永久転用ではなく、一時転用で、利用状況を確認させてもらうことで一旦は了承をいただきました。

しかしながら、急ぎょ賃貸借契約を解除したとして取り下げの申し出がありましたので、削除に至ったものであります。

以上、保留と取り下げを除く、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われれます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、5番、6番、12番、13番、15番、16番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全17件のうち10番が保留で、17番案件が取下削除となったことに伴い、集計表に変更があります。地目は、田が11,611㎡とありますが、変更後は9,388㎡となり、畑は5,467㎡のまま、合計が17,078㎡から、14,855㎡に変更となります。転用目的の内訳は、住宅用地797㎡、駐車場・資材置場は8,073㎡とありますが、5,850㎡に変更となり、その他施設用地は8,208㎡で、合計が17,078㎡とありますが、14,855㎡に変更となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の瀬畑推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑推進 今月16日の午前10時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告しま

委員 す。参加者は、岸本委員、井川委員と私の委員3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、八多町三反地にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、譲渡人と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、現況の地盤に再生砕石を最大で37センチほど盛土します。排水については、雨水のみで東側の水路へ排水することと、地元の水利組合から排水同意書の提出もあるようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして5番と6番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推進委員 今月17日の午前10時より、5番と6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名と転用者側5名、事務局2名の9名です。

申請対象の農地は、南沖洲四丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、譲渡人と譲受人との間で所有権を移転し、工場に転用しようとするものです。造成については、山土で盛土してアスファルトで舗装し、周囲には擁壁を新設します。排水については、汚水と雑排水は、徳島市公共下水道に接続し、雨水は、新設の排水管を経て徳島市管理の水路に放流することの上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして12番と13番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月16日、午後2時から12番と13番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。12番案件の参加者は、植田委員、細川委員、笹田推進委員と私の委員4名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町沖島にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定して、借人が農業用倉庫に転用するものです。造成については、畑の砂土をすきとった後、山土で盛土し、周囲には既存の擁壁がありますが、さらに増し打ちコンクリート工事を施工します。排水については、合併浄化槽を設け、放流することと、地元の土地改良区から意見書および排水同意書が提出されています。

続きまして、13番案件の参加者は、委員4名、転用者側2名と事務局2名です。申請地は、川内町沖島にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定して、借人が現場事務所および露天駐車場に一時転用するものです。造成については、農地の原状回復が容易となるように現況地盤に強度・耐久性・透水性に優れた不織布を設置し、その上に砕石を約20cm覆い、整地・転圧する計画です。排水については、雨水については、地下浸透とし、仮設トイレは汲み取り式とし

ます。また、土地改良区の意見については、管轄外であるとして上申書の提出があります。

以上のことから、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして15番と16番案件の地区審査についてですが、本日、国府地区の谷川委員と浦川推進委員が欠席ということですので、事務局担当者から報告をお願いします。

事務局 谷川委員に代わって、地区審査の心証を報告します。今月18日の午後1時30分より、15番と16番案件の地区審査を実施しました。参加者は、谷川委員と、転用者側2名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町観音寺字四反地にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、周囲に擁壁を設置し、砕石で道路高まで最大90cmほど盛土し、アスファルト舗装します。排水については、雨水のみであり、土地の周囲にU字溝を設けて、既存の東側水路に接続し、排水することとすることで、地元土地改良区からの排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、10番は保留で、17番は削除とし、5番と6番と12番案件を許可相当として県に諮問し、残る12件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、10番は保留で、17番は削除とし、5番と6番と12番案件を許可相当として県に諮問し、残る12件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書9ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、平成14年ごろから農地であることに気付かず、隣接する宅地と一体利用をしていたとのこととです。

農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は1件で、対象地は畑のみ356㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

1番、2番ともに所有者から通知願の提出があったものです。

1番は、八万地区で、9月26日に大貝委員、谷野推進委員の委員2名と事務局2名で現地を確認しております。国道の法面に隣接している農地で法面が急なこと及び法面との間に水路が新設された影響で、農業用機械の進入が困難なことから、対象地を農地として復元しても継続して利用ができないと見込まれます。

2番は、上八万地区で、11月11日に松浦推進委員と事務局2名で現地を確認しております。2番は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第5号議案は、以上2件で、対象地は田560㎡、畑1,192㎡、合計1,752㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。11ページを御覧ください。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は1筆、385㎡の内328.30㎡で、一部宅地の庭部分を除外しておりますが、それ以外は、継続して耕作状態にあります。

2番の対象地は、3筆、5,953㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。なお、2筆の共有持ち分が4分の1となっております。

第6号議案は以上2件で、対象地は田のみ6,281.30㎡となっております。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について、御説明します。議案書12ページを御覧ください。

1番は、筆番号4番と5番が転用等によって、耕作をしていない状態となっております。それ以外の農地は耕作を継続しておりますが、耕作をしていない農地の面積が納税猶予の打ち切りとなる20%を超えております。なお、最終判断は税務署が行います。

2番は、相続人が死亡しており、すでに別の者が相続人から相続しております。本来であれば、相続人が死亡した時点で納税猶予が確定となりますが、本案件においては、相続に関する届出等が農業委員会、税務署にありませんでした。税務署からは、相続人が死亡するまでの間の耕作状況は、確認する必要があるとのことでありますので、現在の状況から判断することについて、了承を得たため、現地調査を行い、すべての農地で耕作を継続していることを確認しております。

13ページを御覧ください。3番は、一部を私道として利用しているため、除外している箇所もございますが、それ以外の農地は耕作を継続しております。

第7号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田10,839.61㎡、畑3,304㎡、計14,143.61㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。それでは、議案書14ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われま。す。今月は新規設定が7件、再設定が15件で合計22件となっており、そのうち、賃貸借権が20件、使用貸借権が2件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区6筆・3件、4番から5番が、勝占地区3筆・2件、6番が、不動地区1筆・1件、7番が、応神地区3筆・1件、8番から11番が、国府地区7筆・4件、12番が南井上地区1筆・1件、13番から22番が北井上地区・25筆・10件となっております。

利用権設定については以上で、田23筆、28,572.51㎡、畑23筆、26,916㎡の合計46筆、55,488.51㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書18ページを御覧ください。本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後219aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で田1筆・2,176㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書19ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。

20ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。

21 ページを御覧ください。3 番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。23 ページにわたり 15 件受理しました。

24 ページを御覧ください。4 番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。2 件受理しました。

25 ページを御覧ください。5 番は転用許可5条許可の訂正についてです。2 件訂正しました。

26 ページを御覧ください。6 番は転用許可5条許可の取消についてです。1 件取消しました。

27 ページを御覧ください。7 番は転用届出5条届出の訂正についてです。2 件訂正しました。

28 ページを御覧ください。8 番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。1 件受理しました。

議長 報告事項の説明については以上です。報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

御意見がないようですので、次の農政関係の報告事項へ進めます。令和5年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、農政報告の市長提言に対する回答について、御報告いたします。郵送しておりました「報告（農政関係）」という資料を御覧ください。9月27日、川人会長はじめ役員5名で内藤市長に提言を行いました各項目につきまして、11月9日付けで回答がありましたので、順に報告をいたします。1 ページをお開きください。

一つ目は、「市街化区域の営農支援について」ということで、税の軽減措置をはじめとした市街化区域内農地の維持のための支援を要望いたしました。それでは回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

続きまして2ページを御覧ください。二つ目の「遊休農地解消への支援について」は、機構が実施する事業の周知と、機構を介さない農地の再生支援を要望いたしました。それでは、回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

最後に3ページ、三つ目の「担い手等の育成・支援について」については、農業経営が厳しい中での担い手の育成・支援を4点要望いたしました。それでは回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

なお、(1)につきましては、先日、市長の記者会見がありまして、本市の12月議会の補正予算案に、「農林漁業者物価高騰対策支援事業」として、一定の事業収入のある農林漁業者に個人10万円、法人20万円の支援金の給付を行う事業を計上するという発表がありました。予算規模は1億8千万円強で、新型コロナ・物価高騰対策関連補正予算として国の地方創生臨時交付金を活用予定とのことでした。

議決がされまして、内容が明らかになれば、本委員会でも皆様に御連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上で、市長提言に対する回答についての説明を終わります。

議長 事務局からの説明がありましたが、何か御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見等がないようですので、以上をもちまして、令和4年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

